

## 平成29年第6回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第6回岩手町農業委員会総会は、平成29年12月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報告第2号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (3) 報告第3号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (4) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (5) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (6) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (7) 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 6番 福士 好子
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹   | 滝川 勉   |
| 副主幹       | 府金 昌代  |
| 主任        | 畑中 功   |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第6回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委

員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、7番府金秀一委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。1番佐々木夏子委員、2番乙茂内丈久委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告3件、議案4件の提出があります。お諮りします。報告3件、議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告3件、議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。賃貸借をしている農地の解約は農地法第18条第6項に基づき行います。今回はその案件が2件ございます。

番号15番、農地法に基づき賃貸借権設定された農地を合意解約するものであります。

番号16番、農業経営基盤強化促進法に基づき貸借権設定された農地を合意解約するものであります。

以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま、報告第1号について事務局から説明をいただきました。この件について、皆さんから質疑を受けたいと思います。

1番佐々木委員 16番の件についてですが、「賃貸借権設定(基盤)」とはどういうことなのでしょうか。

事 務 局 「賃貸借」というやり方が何種類かあって、農地法3条でやったのが受付番号15

番になります。16番は、農業経営基盤強化促進法という法律があって、それに基づき賃貸借権設定したものは「(基盤)」と書いて表記してあります。

1 番佐々木委員 どうちがうのですか。

事 務 局 事務手続きが、更新の時基盤法を使った方が簡単で、登記簿謄本を取らなくていいです。役場の税務会計課で書類を取ればいいということで、事務手続きが簡単です。内容によって農地法が良いとか基盤法の方が良いとか、事務局で促しております。農地法3条で賃貸借権設定をすると、契約期間が切れるごとに法務局から登記簿謄本を取る必要がありますが、基盤法だと役場の中で済むということです。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 幅 委 員 16番の方は亡くなったから返すということでの双方の合意ですが、次に誰か借りる方はあるのですか。

事 務 局 予定としては、この農地の一部に●●が建つということとなっており、その残りは今のところ貸借の話は聞いてございません。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 次に報告第2号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第2号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明いたします。

使用貸借をしている農地の解約については報告1号と異なり、農地法の定めはないのですが、当事者から連絡があったものについては、農地法第18条の規定を準用し、岩手町では総会報告事項としております。

番号17番、農業経営基盤強化促進法に基づき使用貸借権設定された農地を合意解約するものであります。

以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第2号を事務局より説明いただきました。この件について皆さんから質疑を受けたいと思います。

1 番佐々木委員 これも返してまた別の方に貸すということですか。

事 務 局 わかりません。今のところ何も話しがないので、空き地になってしまいそうところが危惧されるところです。

3 番黒澤委員 ここは、前にそばとかを作付けしたところですか。

事 務 局 そうです。

9 番 幅 委 員 線路の向こうのあたりですか。

事 務 局 位置についてはおおまかですが、国道4号を北に向かって●●の入り口のY字路から、南へだいたい3～400メートルくらい行った4号線沿いの農地と、●●さんの自宅のあたりの農地でございます。これが報告されている農地の大まかな位置でございます。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 次に報告第3号、農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第3号、転用の例外とは200平方メートル未満の農家所有農地に農地保全、又は農地利用の増進を目的に農作業施設を建設する場合などは届出のみで転用できる、というものです。

番号3番、番号4番、番号5番とありますが、すべて携帯電話無線基地局を設置しようとするものです。

以上報告第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第3号を事務局より説明いただきました。この件について質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第3号、農地法施行規則(転用の例外)該当届けについて、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号33番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定でございます。

受付番号36番は法人経営のための使用貸借権の再設定でございます。

受付番号37番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定でございます。

3件それぞれ記載の貸出人から記載の借受人が農地の使用貸借権の更新をしようとするものです。

受付番号34番は売買による所有権移転案件でございます。

土地の所在は五日市第12地割地内の畑1筆、6,196平方メートルを隣地所有者である記載の方が記載の金額で売買しようとするものです。

受付番号35番は貸借権設定でございます。

土地の所在は川口第18地割地内の田6筆、合計面積5,564平方メートルを近傍農地所有者に物納で貸借権設定をしようとするものです。

なお、議案第1号の34番、35番につきまして、現地調査を実施しておりますので調査の報告をお願いいたします。33番、36番、37番については、適切に使用されている農地であることを担当区域の農地利用最適化推進委員から報告を受けていることを申し添えます。

議 長 ただいま第1号議案、事務局より説明いただきましたが、現地調査がありますので、現地調査の報告をお願いいたします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関が報告いたします。

本日午前9時から、事務局、黒澤委員と高橋推進委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号34番、農地の売買の件について報告します。農地の所在地は犬袋地区で、国道4号久保口交差点のすぐ東側にある農地でした。現地を確認しましたところ農地として適正に利用されており、譲り受ける側の耕作する労働力も確保され、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。

続きまして、現地調査の結果について、先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。受付番号35番、農地の貸借の件について報告します。農地の所在地は芦田内地区で、国道4号から丹藤川の上流に向かって道路を約1キロメートル行

った先にまとまってある農地でした。

現地を確認しましたところ、いずれも農地として適正に利用されており、借り受ける側の労働力も確保されておりますし、法令等の審査基準に照らしても遵守されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきましたが、この件について皆さんの方から質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、議案第1号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。先ほど報告第2号で報告した案件について、工事用地として5条で転用しようとするものでございます。

受付番号18番、土地の所在は大坊第5地割地内の畑1筆、22,390平方メートルのうち1,384平方メートルの土地を一時転用し、借受人が携帯電話の工事用地として使用貸借しようとするものです。

受付番号19番、土地の所在は江刈内第27地割地内の畑1筆、252平方メートルのうち181平方メートルの土地を一時転用し、借受人が携帯電話の工事用地として使用貸借しようとするものです。

以上で議案第2号に係る説明を終わります。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より現地調査の報告をお願いいたします。

高橋推進委員 それでは私の方から現地調査の結果についてご報告いたします。本日、午前9時から事務局と黒澤委員、中関推進委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号18番と19番の農地の一時転用の件について、転用事業内容が同じなので、まとめて報告します。受付番号18番の、農地の所在地区は板橋地区で、国道281号の板橋バス停から葛巻町方面へ向かって450メートルほど先の道路沿いにある農地でした。19番の農地の所在地区は江刈内地区で、●●の手前にある●●橋の近くの農地でした。

現地を確認しましたところ、いずれも農地として管理されておりました。

工事用地として必要なため、農地を一時的に転用する計画の内容や、工事による周辺農地への影響など、特に問題が無いものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま第2号議案、18番、19番についての現地調査の報告をいただきました。この件について、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定についてご説明いたします。番号17番、土地の所在は川口第5地割地内の畑1筆、面積303平方メートルの土地であります。昭和56年以前に小屋をたて、現在に至る土地であります。なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より現地調査の報告をお願いいたします。

高橋推進委員 現地調査は先ほどと同じメンバーで行ないました。

受付番号 17 番の件について報告します。地区は雪浦地区で、●●から北に向かって 300 メートルほど進んだあたりにある申請者宅に隣接する土地でした。

現地を確認しましたが、申し出のとおり、家や小屋が建てられてから相当の年数が経過してまして、現在も建物の敷地として利用しているため、農地に復元することは困難なので、非農地にすることは仕方がないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま第 3 号議案について、現地調査の報告をいただきましたが、この件について質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、第 3 号議案は、原案のとおり可とすることに決定いたしました

議 長 次の議案第 4 号には、私の家族の案件が含まれておりますので、議長を幅会長職務代理者に交代し、退席いたします。

(松本会長退席)

職務代理者 議長を交代しました。議案第 4 号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成 29 年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、件でございます。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号 85 番は御堂第 5 地割地内の畑 1 筆、30,815 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定を更新しようとするものです。

番号 86 番は土川第 4 地割地内の畑 18 筆、合計面積 53,666 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定をしようとするものです。

番号 87 番は沼宮内第 27 地割地内及び第 28 地割地内の田 3 筆、畑 1 筆、合計面



積 5,796 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定を更新しようとするものです。

番号 88 番は土川第 1 地割地内の畑 1 筆、17,904 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定を更新しようとするものです。

番号 89 番は川口第 22 地割地内の畑 1 筆、178,000 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定を更新しようとするものです。

番号 90 番は川口第 22 地割地内の畑 2 筆、合計面積 112,000 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定を更新しようとするものです。

番号 91 番は久保第 1 地割地内の畑 2 筆、合計面積 15,314 平方メートルを記載の方が記載の金額、期間で賃貸借権設定を更新しようとするものです。

以上議案第 4 号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第 4 号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理者 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定しました。

(松本会長復席)

議長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第 6 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 5 分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

職務代理者

印

1 番

印

2 番

印